る可し（前四世紀）、此の墓の壁畫と同時代と思はるゝものは(10)及(11)の墓の壁畫なり、(10)の墓中の方柱にあるトリフォヲの圖、殊に(11)のそれなる床上の男女の圖の如き繪畫としては寧ろ優秀なるものに屬すべし、最後に(22)「牡牛の墓」は尤も近く發掘せられたるものにして、祭壇と騎馬の士の外、尤も淫猥なる圖を描きたり、ミハエリス氏は此の墓の圖を以てエトルスキ壁畫中第一期の末（前六世紀の末）のものとなせり、されど余は左程古きものとするの説に贊する能はざるなり。

フンデルトシャフトの集團に就いて

文學士　植村清之助

歐洲中世の大部分を占めて居つた自然經濟の時代、土地が生産の主要素を成して居つた社會生活では、土地制度があらゆる政治的社會的事象と密接なる關係を有して居つたのである。勿論是等の諸事象を以て土地制度の必然的結果と見做すは誤れるの甚しきものではあるが、兩者の間に離るべからざる因緣、相關的事情の存在して居つたのは否定することが出來ない。就中軍務に關する制度が土地と極めて親密なる關係の下に存立して居つたことは、殊に注意すべきであらう。云ふ迄もなく、かの封建制度は最もよくこれを證明して居るのであるが、吾人は該制以前即ち一般徵兵制度の維持せられて居つた時代に於ても、猶軍務と土地所有との關係を認めることが出來ると考へるのである。（この事は大正四年四月の史學會大會の西洋史部會に於て論述し、其要旨は同月發行の史學雜誌に掲げたのである）而もこの關係は土地定着の純農業時代に入らない原始ゲルマニの社會に於ても存在して居つたやうに考へられるのであつて、余はこの觀察點からフンデルトシャフトの集團を解釋しやうと考へるの

である。

フンデルトシャフト(Hundertschaft)は、フランク王國の制度でCentenaと呼ばるゝもので、其長をCentenariusと稱し、伯領Gauの下に存在する裁判區であつて、伯Grafは各其領内に於けるHundertschaft區を巡回して、裁判を開いたのである。フランク以外の諸族で、フンデルトシャフトの制度が最も確實に認めらるゝのはアレマン族であるが、(Huntari)バヴアリヤでも其形跡は認め得るやうであり、サクソンの(Gau)、フリジヤのdel、アングロサクソンのHundredも異說はあるけれども矢張同性質の集團であつたと考へられる。スエデンのHundariはアレマンのHuntariと共にフンデルトシャフトの古語を傳へて居るものであつて、該族の間にこの制度の存在して居つたことは勿論疑を容れない。ランゴバルドやゴートには斯樣な集團が存在して居つた證跡は毫も認めることが出來ないけれども、是等の民族は夙く羅馬文化に壓倒され古い民族的制度組織を破壞し了つた結果フンデルトシャフトの集團制も早く亡失したものであらうと解釋せられるのである。[1]それであるからフンデルトシャフトは一般にゲルマニ族の間に本來から存在して居つた集團であるといふことは略推定されるのであるが、更に進んで該集團の起源性質如何といふ問題に至ると漠として判明せず、學者の間に諸說紛々たる次第である。前述の樣にフランク王國時代のフンデルトシャフト制即ちCentenaの性質はメロヴインガ、カロリンガ兩王朝の法令によつて明亮に知り得るけれども、民族大移動以前の原始ゲルマニ社會に於ける該集團の性質形体に至つては徵すべき史料殆ど皆無であつて、只ケーザル、タキツスの記述中は現れた斷片的辭句を主なる典據とし、これに諸種の補助的資料を加へ、比較研究や補助學の力によつて幾

多の所說論議は起つて居るけれども、孰れも推定說に止まるばかりで確たる說明解釋は未だ下されて居らないのである。然しながら獨逸法制史の創設者と稱せられる Eichhorn 氏が其名著 Deutschen Staats-und Rechtsgeschichte. 中に於て、フンデルトシャフトの軍制起原說を稱導して以來[2]此系統を逐ふた所說が漸次發達し勢力を占めて來たのであつて、近時に於ける法制史の權威たる Brunner 氏に至りこの學說は大成され、他の紛々たる異論を風靡して、多數學者の間に於て殆ど定說と見做されることゝなつたのである。

Brunner 氏の軍制起原說の要旨は斯樣である。フンデルトシャフトは民人的團集であつて土地とは何等の關係がない。これは戰時の部隊編制上組織せられた百人の團体で其隊長は Hunno である、平時にあつてはこの團体が一つの裁判團を形づくるのであるが、決して一定地域即ち裁判區を示すものではない。即ちこの集團は土地占住とは關係なく、軍事上の必要から絶にず變改動搖を免れない一時的人造的集團であるが、後代に至つてフランク王國の制度に於て見らるゝやうな一定の地域團裁判區となつたのである。本來の政治的地域は民族團即ち Civitas の下に只 Pagus 即ち Gau が存在して居つたばかりで、これが更にフンデルトシャフトなる下級區劃に分れて居つた形跡はない。而して、この Gau は史料に徵して、千團体即ち Tauschendschaft と合致するものであると。[3]以上の Brunner 說は學界に最有力なる確定的所說であるが、これが果して該問題唯一の典據たるケーザル、タキツスの記事に全然適應し得るであらうが、何等牴觸するやうな點はないであらうか、これを論ずるに際して余輩は先づ諸學者が論議の基礎となつて居る根本史料を揭げることゝしやう。それはケーザルのガリヤ戰爭記、及びタキツスのゲル

マニヤ中にある次の五節である。

(1) De b. Gall. IV, 1: "Hi Centum pagos habere dicunter, ex quibus quotannis singula milia armatorum bellandi causa suis ex finibus educunt. Reliqui, qui domi remanserunt, se atque illos alunt, hi rursus in vicem anno post in armis sunt, illi domi remanent."

(2) De. b. Gall. VI, 22. "Neque quisquam agri modum certum aut fines habet, proprios; sed magistratus ac principes in annos singulos gentibus cognationibusque hominum, qui una coierunt, quantum et quo loco visum est agri, attribuunt atque anno post alio transire cogunt."

(3) Germ. C. 6; "in universum aestimanti

plus penes peditem roboris; coque mixti proeliantur, apta et congruente ad equestrem pugnam velocitate peditum, quos ex omni juventute delectos ante aciem locant. Definitur et numerus, centeni ex singulis pagis sunt; idque ipsum inter suos vocantur, et quod primo numerus fuit, iam nomen et honor est."

(4) Germ. C. 7: "Quodque praecipuum fortitudinis incitamentum est, non casus nec fortuita conglobatio turmam aut cuneum facit, sed familiae et propinquitates."

(5) Germ. C. 12: "Eliguntur in isdem conciliis et principes, qui jura per pagos vicosque reddunt, centeni singulis ex plebe comites concilium simul et auctoritas adsunt."

右の内(一)のガリヤ戰爭記第四章第一節の辭句はゲルマニ族中の Suevi が百の pagi を有し各 pagus から毎年一千の戰士を出征せしめ、家鄕に留まる殘餘のものはこれが給養の任に當り、次年には是等在鄕者が交替して戰場に出ることを記したもので、所謂 Tauschendschft の存在を主張する說の根據となり、pagus 即ち gau がこの團体の占むる地域たるを證明するものとして、Brunner 氏一派の所說に有力な基礎的資料を與ふるものとせられて居る。(三)のゲルマニヤ第六節は其解說に種々の異論もあるが、兎に角各 pagus より步騎から成る百人の撰拔兵を出し、これが合戰の場合、陣の先頭に立つて鬪ふことを述べたもので、この一百なる數は當時既に空名たり、名譽の稱號たるに過ぎなかつたのであるが、本來百團体が軍の部隊單位であつたことを證明するものとして、フンデルトシャフトの軍制起原說の動かすべからざる根柢を形づくる辭句である。(五)のゲルマニア第十二節は principes の解釋によつて諸說相異るけれども、フンデルトシャフトが裁判團たりしことを證し、陪審制の存在を示すことに就いては、疑を容るべき餘地がない。以上の三節は Brunner 說を容認するのに大体都合のよい據處となり得るものである。然しながら(三)及び(四)は該說と相容れないものであつて、軍制起原說を主張するものにとつて此二節は少からぬ障碍となるのである。(二)のガリヤ戰爭記第六章第二十二節は古ゲルマニの土地共有、耕地轉換の制を立證するものとして從來諸學者間の論議に引合に出される有名な箇所であるが、其點は此處に是非する要はないけれども、句中の "gentibus cognationibusque hominum, qui una coierunt" はゲルマニ族の血族團を示し、且つこれが土地占住の單位であつたことは前後の辭句によつて明白である。(四)のゲルマニヤ第七

節は "familiae et propinquitates" 即ち血族團が戰場に於て相結束し一隊となつて鬪ふことを述べて居るのである。この二節に據れば、古ゲルマニ族間に血族團が儼存して居り、これが土地占住の團集であつて戰爭の場合にも結束して隊を成して居つたことがわかるのである。Brunner 氏の所說はフンデルトシャフトを以て血族團即ち sippe とは全く無關係となし土地占住とは毫も因緣なき純粹の民人的團集として居る點に於ては、上記史料と別段抵觸せないけれども、斯の如き血族團土地占住と關係のない一時的人造的團集が軍隊の編制部隊として存在して居つたとすることは、血族相結束して鬪ふとあるゲルマニヤ第七節の辭句と全く相容れないものであらう。血族が團結して戰場に鬪ふことがゲルマニ族の本來の風習であつたと見らるゝ一つの旁證としては、ガリヤ戰爭記第一章第五十一節に、

"Tum demum necessario Germani suas copias castris eduxerunt generatimque constituerunt paribus intervallis....." (Ariovist の軍に關する記事)

といふ文句がある。句中の generatim は勿論民族 (Civitates = Volkerschaften) を示すもので血族團に關係するものではないが、彼等が各民族混成の部隊を編制せずに同族相團結して居つたことは血族主義が軍の編制に重視せられた證據と見らるゝのである。それであるから史料中に明記されて居る軍制上の血族主義をば如何にして數的關係を基礎として居るフンデルトシャフト制に調和せしむべきか、即ち戰場に於て血族團は一百の部隊を意味するフンデルトシャフト團と如何なる關係の下に立つたのであるか、更に換言すれば古ゲルマニ族の軍隊編制上血族的關係と數的關係とは如何なる合致點によつて共存し得たであらうか、これは夙

に軍制起原説者が解決に艱んだ所である。即ちWilda氏の如きもタキツスの記事を考慮して、フンデルトシャフトは一百の定數から成る部隊であるが、血族團の結束も戰場に於て決して無視されたのではなく、部隊編制は只是等の血族的區分に均等の形体を附與する爲に用ひられたものであると説いて居る。(4) Brunner氏も血族的關係と數的關係との調和を試みて次の如く云ふて居る。

„Man wird dabei nicht genau hundert oder hundertzwanzig Mann (ein Grosshundert) abgezählt haben, weel es bie Bildung der Heeresabteilungen darauf ankam, die Geschlechtsverbände nicht zu zerreissen.“ (5)

即ち氏は百又は百二十（即ちGrosshundertと稱せらるゝもの）の部隊編制は、血族的團結を引き割き得ないが故に、恒に正確な定員數を維持することが不可能であることを認めて居るのである。これは確かに戰場に於ける血族的結束を重視した言説であつて、タキツスの記事に合致するやうにフンデルトシャフト部隊説を調整したものである。しかし氏の所説の骨子は飽迄フンデルトシャフトを以て數的基礎の上に置かれた軍事上の團集と觀るにあるので、„die Einteilung mit Rück icht auf ihre militäri.chen Zwecke von zeit zu zeit erneuert werden musste.“と述べて居るやうに、各部隊が略定數を保持するを必要としたのであるから、其が爲に時々編制を更改する都度毎も血族的關係を顧慮することは實際上不可能事ではあるまいか。又氏が説くやうに血族的團結を引き割かないで略定員數の部隊編制をつくるのは、血族團が非常に少さい場合に限つて行はれ得ることである。即ち血族團が二、三十の少數團体であれば、多少の過不足がある位で、その若干數を糾合し定數の部隊を編制することは容易であらう。然しな

から當時の血族團が左程に少さいものであるとは考へられないから、血族的結束を引き割かないで定數部隊を編制することは、甚だ困難と云はねばならない。それであるからBrunner氏の調和說は今一息不徹底なものであると考へられる。ゲルマン及ケルト制度史の著者Cramer氏は軍制起原說の主張者として、特にこの數的關係と血族的關係との調和に努め、說をなして曰く、古ゲルマニの軍制には發展上二期あるを認める。前期は漂遊時代で數的關係の上に置かれた部隊を編制したが、後期即ち占住時代に至つて血族的團結が重きをなすに至つたのであると。[6] これは民族發展の順序を顚倒したもので、遙かに發展した形式である數的關係の部隊編制が自然的原始的な血族的團結に先行する筈はないのである。既に數的關係の部隊編制迄進んだ漂遊時代のゲルマニが、占住後何故に血族的結束なる退步的徑路を取るであらうか。血族的關係なるものは極めて自然的原始的性質のものであるから、占住時代以前の生活に於ても存在して居つたのは確實であつて、占住後其關係が俄に親密になる筈なく、寧ろ一般的傾向としては、その結束力弛み離散を招き他分子の混入を來すものである。それであるから占住後戰場で血族的結束が重きをなすに至り、漂遊時代の數的關係の部隊編制が確守されぬやうになつたとするは不條理千萬と云はねばならない。斯樣に軍制起原說は根本史料に照してその說く所のフンデルトシヤフト部隊編制を血族團結と調和せしむる上に於て、未だ充分な徹底した解釋を下し得ないのである。

次にBrunner氏の說くやうな土地に關係なく軍事上の目的のみから起り、絕ねず更改されて不斷の動搖を免れない純粹の民人的團集が、當時に於て果して能く存在し得られ、且つこれが平時には裁判團体として存續し、後代遂に行政的地域とな

る迄發達し得られたであらうかといふことは、大に考慮すべき點である。Waitz 氏が云つて居るやうに、[7] 當時の戰士は即ち國民であつて、別に戰士の特殊階級なく、有事の際は丁年男子が皆武器を携へて戰場に向ふのである。それ故軍事上の編制はそれ丈が特殊なものとして在立せずに、國民の全生活に適用されるものでなくてはならない。戰士即ち國民ならば軍事上の區分は須く亦國民生活の區分であらねばならぬ。軍事上の團体は同時に恒久の生活團体で、決して絶にず更改される一時的團結であつてはなるまい。即ち國民生活を離れた特殊の軍事的團体が人爲的に造られ、これが定員數を保つ爲に絶にず更改されながら、平時土地及他の社會的生活と關係なく只裁判團としてのみ存續するといふことは、當時の社會狀態から考へて不條理と觀るべきではあるまいか。而して又これが後代發達して、行政的地域となるといふことは更に信じ難いのである。何となれば、本來土地に關係なく、不斷に動搖する恒久性の乏しい團体が、後遂に能く一定地域に結着し、政治的區劃を形成する迄に發達し得るといふことは、餘程困難なことであらうと思はれるからである。それであるからフンデルトシャフトが土地占住關係あり、或地域を占めて居つた團体であると觀察するのは戰士即ち國民たる當時の生活狀態から觀、又後代これが行政區域とまで發達したと云ふ史的推移から考へて、甚だ穩當な見解であらう。尤も既に Waitz 氏は戰士即ち國民なりと主張する所から土地占住との關係を認めて居るが論旨未だ不徹底なるを免れない。[8] 更に他面に於て軍制起原說を離れフンデルトシャフトと土地との關係を說く所の學者も尠くない。例へば J. Grimm 氏は Hufe 說を稱へ百の Hufe (Hufe は一家族を支持し得る土地量) 所有者の團集を以てフンデルトシャフトとな

し[9] Rietschel 氏は又家宅及 Hufe の數に根據を置き、[10] Maier 氏は共有森林地占用の權利を有するものゝ團集であると說いて居る。[11] 是等は孰れもフンデルトシャフトと土地占住との關係を認めて居るけれども、一百なる定員數の說明には其解釋不充分であつて、この點では矢張專ら軍制說に依らねばならないのである。只 Meitzen 氏が原始時代の放牧に必要な占用地の面積から打算して一百二十 (Gros-hundert) の定員數が恰好の團集單位であると述べ、所謂 Weidetheorie を主張して居るのを出色ある說明と云ふべきであらう。[12]

以上論じた Brunner 說の缺陷、即ち(一)フンデルトシャフトの定數部隊編制と血族的結束主義との不調和(二)土地占住と無關係なる純軍事的團結存立の不條理、の二ケ條に對して滿足な解決を與へるには次の事實を認めるべきであらう。

一、血族團とフンデルトシャフトとは同一の集團であること。

二、フンデルトシャフトを土地占住の單位と見ること。

三、一百なる定員數には重きを置かぬこと。

余輩はこの三ケ條がフンデルトシャフト制を合理的に且つ當時の生活狀態に適切に、解釋すべき要件であらうと考へる。この解釋に略順應する學說として、余輩は是處に Delbrück 氏並に Schwerin 氏の所說を紹介しやう。

Delbrück 氏は其著「戰術史」第二卷中に於て、フンデルトシャフトに對する一家の見解を發表して居る。氏の說によれば、Civitates (Völkerschafte.) は幾多の血族團に分れて居るが、これは又フンデルトシャフトとも呼ばれる、但しこのフンデルト (hundert) は單に概數を示すに過ぎないが、一血族が共同生活を營むに於て大約百の家族數は其團集の最大限度で是以上に家族が增せば分離の必要

が起るのである、而して是等の家長は戰時一部隊となつて闘ふ百の戰士であつて、平時はこの團体が一村落を成し共同經濟の下に生活して居る。彼等の占住して居る地域は即ち Gau (Pagus)であつて、これ以上に千の團体(Tauschendschaft)に該當する政治的地域Gauなるものが存在したのではない。約言すれば古ゲルマニの各民族團 (Civitus = Völkerschaft) 内には唯一種の組合團集があつた許りであつて、それは結束の性質から云へば血族團 (Sippe Geschlecht) であり、團員の概數から呼べばフンデルトシャフトであり、占住の形体から觀れば村落であり、經濟生活上は Markgenossenschaft であり、地域は Gau である。[13] 斯の如き立論の根據として、氏はタキツス時代に於ける西北ゲルマニ族の住地たるライン、エルベの兩河間で北は北海南はマイン、ザーレを限界とする一帶の地域二千三百方哩の面積に二十三の民族團があつたのに基き、當時の人口密度を一方哩に二百五十人として一民族團の人口は平均約二萬五千人と計算し、これが平均約三方哩人口七百五十人許の地域團即ちフンデルトシャフト(同時に血族團、村落である)に分れて居るのであつて、これから家長たる約百人許の戰士が出るので、この團集と民族團の中間に更に千の戰士團体を出す Gau を認めるのは民族團の人口數から觀て不可能のことであると説いて居る。[14] 而して氏はケーザル、タキツスの記事中にある pagus の意義は一定不變のものでなく漠然と不定の地域を指して居る場合が多いけれども、限定した範圍を示す時には通常フンデルトシャフトを pagus と觀て居ると斷じて居るのである。[15] 氏は更にフンデルトシャフト即ち血族團の立説に據り、斯の如き鞏固な血族的結束からなつて居る部隊編制はゲルマニ軍の戰闘力を強からしめた要因であると主張して居る。[16] 以上 Delbrück

氏の所說は其數字的說明が稍牽强に過ぎたやうであるけれども、論旨頗る徹底し居り、其立證論斷は氏一流の筆鋒鋭利對手をして色を失せしむる氣概がある。

次に Schwerin 氏は「古ゲルマニのフンデルトシャフト」なる著述を公にし Philipps, Gierke 等の諸氏に次いで所謂 Mengentheorie を發表して居る。これは hundert を以て一百若くは百二十の定數を示すものでなく、單に群集を意味するものとし、フンデルトシャフトは斯樣な群集の團體で一百の定數には毫も關係がないとする見解である。Schwerin 氏はケーザル、タキツスの記事中にゲルマニ軍に於ける一百の部隊編制を徵すべき箇所のないことを示し、更に比較研究上他のインド・ゲルマン族の軍制に於て定員數の部隊編制が古來存在したか否かを檢して孰れも其原始時代即ち古ゲルマニと文化の程度相類する時期に於ては斯樣な制度を有しなかつたことを立證し、(6)（羅馬、印度、露西亞に於ける數的關係に基　軍制及集團は皆、古ゲルマニよりも文化の進んだ比較的新しい時代のことである）進んでフンデルトシャフトの古語 hundari（古スヱデン語）huntari（アレマン語）の語義を解釋して、これが單に多數の群集から成る團體の意を示すに過ぎないことを說き、Mengeuutheorie を確立して居る。(7)言語發達の上で百の語が多數を意味し定數を示さない場合は東西の國語に例證の多いことで、グリーキ、ラチンの古語現代の歐洲語、和漢の國語皆然りであるから、此見解は道理あるものと考へられる。氏は是に於てフンデルトシャフトを說明し、これは不定數の漂遊團集が占住した地域で、其團體は勿論血族の集合である、これが Civitates 內唯一の地域團で、其上に Tauschendschaft 即ち Gau の區劃は存在しない、ケーザル、タキツスの用ひた pagus の語は多く不

定の地域を示すに過ぎないが限定區域を指して居る場合には Hundertschaft に相違ない。[18] ガリヤ戰爭記第四章第一節の各 pagus が毎年交替で一千の戰士を出す記事は Tauschendschaft 即 Pagus の證據となるべきものでなく、單に空漠たる不定の地域及兵の概數を報告したのに過ぎぬ。[19] 而してフンデルトシャフト團集の主なる任務は裁判で、軍事上の意義は左程重大でなく、又經濟生活にも關與しないでこれはマルク組合の活動に任かして居つたと述べて居るのである。[20] この Schwerin 説は確に注目すべき價値あるもので、かの von Below 氏の如きも其近著「中世獨逸國家」第一卷中に於てこれに贊意を表して居る。[21] 然しながら余輩の見を以てして Schwerin 氏がフンデルトシャフトを經濟生活に關與せぬ團体であるとしたのは甚だ其意を得ぬ所であつて、この團体が同一血族の占住したもので一定地域に占有して居つたとする以上、これが經濟的方面と沒交渉であつたとするは不可思議の見と稱せざるを得まい。この集團は Delbrück 氏の説くやうに占住團体として原始村落を形成し、若しマルク組合なるものゝ存在を認むるならば又この組合とも合致すべきものであらう。但し余輩は諸學者の最新研究の結果に據つて當時に於けるマルク組合の存在を否定せんと欲するのである。[22] それであるからフンデルトンヤフトを經濟生活より分離し、これをマルク組合の任務とせる Schwerin 氏の見解は尚更不當と考へられるのである。而して又フンデルトシャフト即ち血族團なるものを認め、血族團が戰場に於て相結束して闘ふことは根本史料に明記されて居るからは、氏の説の如くに集團の軍事的意義を輕視すべきではなく、寧ろ其名稱は戰時の部隊としての任務を表現せるものではなからうか。此點でも余輩は Schwerin 氏の説に贊し得ないのである。

Delbrück, Schwerin 兩氏の所說は各其立論見解を異にして居り、且兩氏共相互に其所說の相容れないことを明言し、非難し合つて居るのであるけれども、[23] 余輩はこの兩說が其出發點、枝葉の問題に於て黑白相反するものありとしても、其根本主義は全く相一致するもので、共に前揭三ケ條の要件に適應する解釋であることを信ずるのである。即ちフンデルトシャフトを血族團と同一なりとし占住地域を有するものと認め、百の定數を重視せぬことに於て（Delbrück 氏は共同占住に人員の制限を必要とし、團体存立の組織的要素として數的關係を認めて居るけれども、hundert は飽迄も概數と見做して居り、これに反して Schwerin 氏は全然百を Menge の意に解して居るが、共に百の定數に執着しないことは同一である）兩者の推斷は全く一致して居るのである。而して又二氏はフンデルトシャフトを以て Civitas 內に於ける唯一の地域的集團であるとし、これがラチンの pagus に當るものであるとする點に於ても一致した見解を示して居る。かの Brunner 說ではフンデルトシャフトを純粹の民人的集團とし土地との關係を認めない所からして pagus に當たる Gau 團体の存在を主張するのであるが、フンデルトシャフトを地域團と見做す二氏の見解によれば、これを pagus に相當するものとし Civitas 內唯一の團体とするは蓋し當然のことであらう。

以上二氏の所說に共通したフンデルトシャフトの性質に對する解明推定は、前に揭げたケーサル、タキツス中の五箇所の辭句に照して能く適應するか否かといふことを觀るに、（二）（三）（四（五）の各句には毫も背反する所はないが、（一）の Suebi に關する記事には全然合致せぬやうであるけれども、この記事に見へて居る Pagi は只不定の地域を指し一千の戰士は單に莫大なる人數を示すのみ

で何等集團制に關係なきものである。(Brunner 氏一派の學者はこれが後代に西ゴート法典に現れて居る Tauschendschaft の制と一致するものとして千團体の原始時代から存在することを主張し、これに適應するものを Gau の地域とするのであるが、余輩は Delbrück 氏や Schwerin 氏の說くやうに[34] 西ゴートの Tauschendschaft を以て羅馬文化に接觸した以後の產物と見做し純粹の戰時部隊に過ぎないものと考へ、これに反してフンデルトシャフトは自然的軍事的將た經濟的集團として原始時代から不斷の生命活力を保持したものと思惟するのである。)斯樣に上述のフンデルトシャフト說は根本史料に牴觸しないと同時に、又原始ゲルマニの社會生活に能く適應する極めて合理的な解釋であることは既に既べた如くである。それであるから余輩は二氏の立論の出發點や枝葉の問題に對する推斷に就いて非難すべき點が鮮くないやうに考へるが、其根本主義、共通的論旨に對しては全然贊意を表せざるを得ないのである。今この所說に從つて原始ゲルマニ社會に於ける土地と軍務との關係を觀察したならば、次の如き推定が下されるであらう。

土地定着の時代に這入らないで半農半牧の狀態にあつた原始ゲルマニ社會に於ても土地占有と軍務との間には離るべからざる關係があつたことはフンデルトシャフト、血族團、土地占住團の三者が合致して居ることによつて明白である。血族關係から成立して居る土地占住の集團は即ち軍事上の部隊であつて、團体員は平時其占住區域內に於て土地使用の權を有し、戰時には部隊の一員として出征し戰場で相結束して鬪ひ、其獲得した戰利品や占領した土地の分配共用の利得にも與かつたのである。從て土地共用權を有しない非自由民は戰時の部隊にも參加しないし、戰利品占領地の配

當を受ける權利がなかつた。農業が發達し、土地が個人の私有に移つたフランク王國時代では、土地が官府の民兵徵發の必要條件となつたのである。が、土地の私有權が發達しない團体共用制の原始ゲルマニ時代に於ては、軍務も未だ個人的徵集の意味はなく他迄も集團的出征の面目を保ち、土地占住單位が即ち軍事上の部隊單位であつたのである。

(1)以上の所說はBrunner, Deut. Rechtsgeschichte, Senröder, Lehrbuch d. deut. Rechtsgeschichte, Waitz, Deut. Verfassungsgeschichte, Mayer, Verfassungsgeschichte, Schwerin, Die altgerm. Hundertschaft. 等の諸書に據る。

(2) Eichhorn, Deut. Staats-u. Rechtsgesch. 5A. B.I I S 151ff 參照。

(3) Brunner, Deu, er Rechtsgesch. Bd. I S. 116ff 參照。

(4) Wilda, Strafrecht d. Germanen. S. 125ff 參照。

(5) Brunner, Deut. Rechtsgesch. Bd. I S. 118

(6) Cramer, Die Verfassungsgesch. d. Germanen u. Kelten. S. 28ff 參照

(7) Waitz, Deut. Verfassungsgesch. 3A. Bd. I S. 212, 403 等に切言し居れり。

(8) ebd. S. 214ff 參照

(9) Grimm, Deut. Rechtsaltertümer. 2A. S. 532ff

(10) Rietschel, Untersuch. z. Gesch. d. germ. Hundertsch. Teil I. S. 31ff

(11) Mayer, Deut. u. französ. Verfassungsgesch. Bd. I S. 436, 437

(12) Meitzen, Siedelung u. Agrarwesen d Westgerm. u. Ostgerm. Bd. I 140 ff.

(13) Delbrück, Gesch. d. Kriegkunst. 2. A. Teil II S. 3ff

(14) ebd. S. 13ff

(15) ebd. S. 10.
ebd. S. 29.

(16) Schwerin, Die altgerm. Hundertschaft. (Untersuchungen z. deut. Staats- u. Rechtsgesch. von O. Gierke. 90. Heft) S. 17-31.

(17) ebd. S. 54-63.

(18) ebd. S. 79.

(19) ebd. S. 87.

(20) ebd. S. 103.
(21) v. Below, Der deutsche Staat d. Mittelalters. I. S. 135
(22) Fustel de Coulanges, Le probleme des origines de la propriére foncière (Rew. d. questions histor. 45, 349ff 並に Dopsch Die Wirtschaftsentwicklung d. Karolingerzeit. I. S. 322-369 等依據すべし。
(23) Delbrück, Gesch. d. Kriegkunst. II. S. 26ff 及 Schwerin, Die allgemn. Hundertschaft. S. 17 を對照すべし。
(24) Delbrück, Gesch. d. Kriegkunst. II. S. 313, 314.

氷河問題に就きて

文學士　中目覺

ヘットナー(A. Hettner)博士一行が梓川の畔に於て搔痕を有する岩塊を發見してから以來氷河問題が中々八釜しくなつて來た樣である。余は氷河について專門の研究をしたこともないから此問題に就いては尙ほ意見といふ程のものもない。意見を發表するには私の智識は餘りに貧弱である樣に思はれる。といふのは實地を踏んだのは去る七月に高山の方から平湯を經て乘鞍に登り、梓川を下りて島々附近にて所謂ヘットナー石を一見して松本へ出たゞけと、參考書というては一般地文に關するものゝ外ではハイム(A. Heim)の氷河學、マハチエク(Machacek)の氷河學、ペンク(A. Penck)の地形學中の氷河に關する部分位のもので、ペンクとブリユックナー著「氷期に於けるアルプ山(Penck u. Brückner; Alpen in Eiszeitalter)」も精讀するの機を得なかつた。斯の如き次第で我が國の氷河に對して論ずる資格はないと思ふ。唯歐洲の氷河に就ては實地踏査したこともあるが十餘年前の事である。今それを簡單に述べると、明治三十七年の七月に恩師ペンク博士指導の氷河修學旅行といふのに加はつた。之れは氷河遺跡修學旅行といふ方が適當だらうと思ふが、グレツチエルエク